



【特集】

新型コロナウイルス感染症対策

※5月7日現在の情報です

特別定額給付金(10万円)のお知らせ
市民・事業者の皆さまへの支援策 ほか

～自分自身と大切な人を守るために～

3つの密を避け ましょう!

①換気の悪い
密閉空間



②多数が集まる
密集場所



③間近で会話や
発声をする
密接場面



「市民生活」と「経済活動」を守る 緊急対策事業

(5月臨時市議会で可決)
令和2年度補正予算
約515.9億円
うち本市独自事業
約18.5億円

「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」にかかる国の補正予算に呼応し、特別定額給付金の給付などに取り組むとともに、本市独自の緊急対策を実施します。

■1 感染拡大防止策の強化・医療提供体制の確保 26.9億円

国の補正予算に呼応する主な事業

- ◆小中学生の学習用端末の整備…… 10億9,100万円
- ◆検査体制の充実…… 2億7,700万円



本市の主な独自事業

- ◆幼児健診の個別実施…… 7,700万円
・1歳6カ月、3歳児健診の一部を医療機関で実施

- ◆患者への支援…… 700万円
・感染者の入院時における駐車場料金の全額補助
・PCR検査被要請者の受診料の全額補助

■2 市民への生活支援 483.4億円

国の補正予算に呼応する主な事業

- ◆特別定額給付金…… 472億300万円

- ◆子育て世帯臨時特別給付金…… 6億7,500万円

本市の主な独自事業

セーフティネット

- ◆障がい者・医療的ケア児などへの緊急応援金の支給
(1人当たり最大5万3,000円)…… 7,900万円
- ◆在宅で介護を受ける高齢者への介護用品券の配布
(1人当たり1万2,500円)…… 2,600万円

大学生への支援

- ◆大学生の生活支援…… 1,800万円
・(仮称)ふるさと福山応援パックの宅配
・大学生向け奨学金の定員枠の拡大

子育て世帯への支援

- ◆ひとり親家庭緊急応援金の支給
(1世帯当たり3万円)…… 1億6,000万円

離職者などへの支援

- ◆緊急雇用対策…… 6,600万円
・市職員(会計年度任用職員)への任用

■3 中小事業者への支援 5.6億円

国の補正予算に呼応する事業

- ◆学校給食の加工事業者の支援…… 3,300万円

県と連携する事業

- ◆県の休業要請などに応じた
事業者への協力支援金(本市分)…… 4億8,300万円

本市の独自事業

休業要請等対象事業者への支援

- ◆飲食店等営業支援…… 1,000万円
・テイクアウト・デリバリー事業参入費用の補助(1事業者当たり最大30万円)
・デリバリー代行サービス手数料
などの補助(1事業者当たり最大
10万円)



事業継続の支援

- ◆宿泊施設のテレワーク利用促進…… 2,700万円
・宿泊施設を活用してテレワークを行う際の施設利用
費用を補助(1回当たり3,000円)
- ◆企業のWeb採用支援…… 400万円
・Web面接、Web説明会の開催費用を補助(1社当たり
最大10万円)
- ◆小規模事業者経営改善資金融資(マル経融資)の
特例措置後の利子補給…… 500万円

特別定額給付金のお知らせ

☎福山市特別定額給付金事務局 ☎928-1267

新型コロナウイルス感染症の緊急経済対策として、市民1人当たり10万円の特別定額給付金を支給します。

■ 給付対象者

福山市の住民基本台帳に登録されている人

基準日:2020年4月27日(月)

※配偶者などからの暴力を理由に避難しており、配偶者などと生計を別にしていない人や、施設入所している児童・高齢者などは、一定の要件を満たし、その旨を申し出た場合は居住市区町村において給付対象となります

■ 受給権者

給付対象者の属する世帯の世帯主

■ 給付額

1人につき 10万円

■ 申請期限

8月17日(月)まで(当日消印有効)

※期限内に申請をしない場合、給付金を受け取ることができません

■ 申請方法

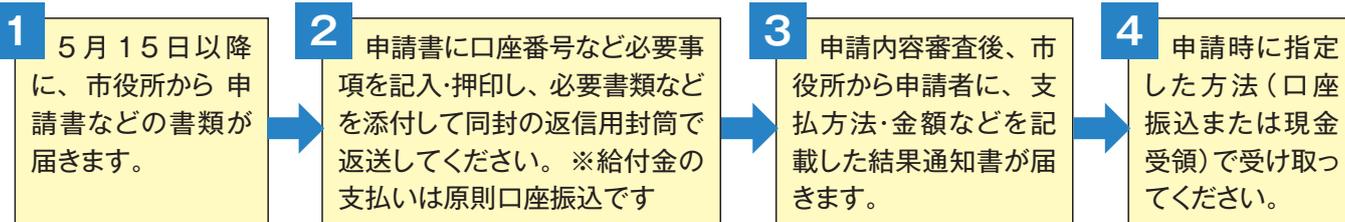
新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、原則として**郵送**で申請してください。やむを得ない場合は、本庁舎や各支所の窓口で受け付けます。

申請書の記入例は、市HPに掲載しています。

不明な点は、福山市コールセンターに問い合わせてください。

※マイナンバーカードの保有者はオンライン申請もできます(5月27日(水)まで)。国の受付システム(マイナポータル)を利用してください。詳しくは総務省HP「特別定額給付金」に掲載

■ 給付金の申請・給付の流れ



問い合わせ先

申請手続き：福山市特別定額給付金コールセンター ☎928-1267
(平日8:30~17:00)

給付金の制度：総務省コールセンター ☎0120-260020
(9:00~18:30)

⚠️ 「特別定額給付金」の振り込め詐欺に注意してください

- 市や総務省などが、ATM(銀行・コンビニなどの現金自動預払機)の操作や、「特別定額給付金」を給付するための手数料などの振り込み、Eメールを送りURLをクリックして申請手続きを求めることは絶対にありません。
- 自宅や職場などに、市や総務省の職員などをかたった電話がかかってきたら、迷わず、市コールセンターや最寄りの警察署、警察相談専用電話(#9110)に連絡してください。



新型コロナウイルス感染症に関する 市民の皆さまへの支援と相談窓口

市民の皆さまへの支援策を取りまとめています。収入減の基準など、それぞれ要件が異なります。
詳しくは各担当課へ問い合わせてください。

相談窓口 ※詳しくは裏面に掲載

生活支援制度全般について
☎928-1266 (平日8:30~17:15)

症状や受診について
☎928-1350 (24時間)

感染者またはその疑いのある人に関するもの

① 傷病手当(雇用保険)

失業保険の受給資格がある人が、病気やけがなどにより15日以上続けて就労することが困難な場合に傷病手当が支給されます。

☎ハローワーク福山(☎923-8609)

② 傷病手当金((1)健康保険、(2)国民健康保険など)

感染または感染の疑いがあり療養のため休業した場合で、給与の支払いがないときは傷病手当金が支給されます。

☎(1)加入している健康保険などの問い合わせ先
(2)保険年金課(☎928-1054)

収入減などに関するもの

(1) 相談

① 生活困窮者自立支援法における自立相談支援事業

複合的な課題を抱えて生活に困窮する人に対し、自立に向けて包括的な支援を行います。

☎生活困窮者自立支援センター(☎928-1241)

(2) 給付金、貸付金、補助金など

① 生活福祉資金貸付制度(特例貸付)

感染症の影響を受け、休業などにより収入が減少し一時的な資金が必要な人や生活の立て直しが必要な人に対し、次のとおり貸付を行います。

緊急小口資金 一時的な資金が必要な世帯10万円

(学校などの休業、個人事業主などの特例20万円)

総合支援資金 収入の減少や失業などにより、日常生活の維持が困難となっている世帯(2人以上)月20万円以内、(単身)月15万円以内

※貸付期間:原則3カ月以内(分割交付1カ月ごと)

☎福山市社会福祉協議会

安心生活見まもりセンター(☎928-1353)

② 住居確保給付金

離職ややむを得ない休業などによる収入の減少などで

特別定額給付金 ※詳しくは2ページに掲載

4月27日現在、本市において住民基本台帳に登録されている人を対象に、1人当たり10万円を世帯ごとに給付します。

☎福山市特別定額給付金コールセンター(☎928-1267) ※平日(8:30~17:00)

住居を喪失またはその恐れがある人に対し、就職活動することなどを条件に、一定期間、家賃相当額を支給します。

☎生活困窮者自立支援センター(☎928-1241)

③ 母子父子寡婦福祉資金貸付

生活の安定を図るため、失業などの一定の要件に該当する場合に、生活資金の貸付を行います。

☎ネウボラ推進課(☎928-1053)

④ 休業手当

使用者の判断で休業させる場合には、法に定める「使用者の責に休業」に当てはまり、休業手当(給与の60%以上)の対象となります。

※感染による自主的な休業は対象外

☎福山労働基準監督署(☎923-0005)

⑤ 保護者の休暇取得支援(個人で仕事をする人)

小学校などの臨時休業などに伴い、子どもの世話をを行うため、契約した仕事ができなくなった個人で仕事をする保護者への支援金です。支援額は、就業できなかった日について1日当たり4,100円(定額)です。

☎学校等休業助成金・支援金等相談コールセンター(☎0120-60-3999)

⑥ 障がい者(児) 応援金の支給

感染症の影響を受ける重度障がい者や医療的ケア児

などの生活支援のため応援金を支給します。

☎障がい福祉課(☎928-1063)

⑦ 食の自立支援事業(配食サービス)の拡充

本サービスが必要な事業対象者・要支援者・要介護者・障がい者に対するサービスの提供日数を週5食から週7食へ拡充します。

☎高齢者支援課(☎928-1189)、障がい福祉課(☎928-1208)

⑧ 介護用品支給事業

感染症の影響を受け、在宅で介護を受けることになった高齢者に対し、介護用品の購入支援を行います。

☎介護保険課(☎928-1166)

(3) 各種税などの減免など

① 市民税の減免

○所得が皆無または著しく減少した場合

☎市民税課(☎928-1020)

② 市税の徴収猶予

☎納税課(☎928-1030)

③ 障がい福祉サービス等利用者負担の軽減・支給

☎障がい福祉課(☎928-1208)

④ 介護保険料などについて

○介護保険料の減免、徴収猶予

☎介護保険課(☎928-1180)

子どもや学校に関するもの

① 子育て世帯への臨時特別給付金

児童手当を受給する世帯に対し、対象児童1人につき、1万円の給付金を支給します。

☎ネウボラ推進課(☎928-1070)

② ひとり親家庭緊急応援金

ひとり親家庭などに対する支援として、児童扶養手当受給者に対し給付金(応援金)を支給します。

☎ネウボラ推進課(☎928-1070)

③ 保育所等保育料(保育所、認定こども園、地域型保育事業)の減免

☎保育施設課(☎928-1047)

④ 特別支援学校などの臨時休業に伴う放課後等デイサービス支援事業の利用に係る利用料自己負担分の一部を免除

☎障がい福祉課(☎928-1208)

各種医療に関するもの

小児慢性特定疾病医療費助成制度に係る自己負担上限月額軽減

☎保健予防課(☎928-1127)

○介護保険居宅介護サービス費および介護予防サービス費ならびに第1号事業支給費の額の特例(収入の著しい減少)

☎介護保険課(☎928-1166)、高齢者支援課(☎928-1189)

⑤ 養護老人ホーム月額費用徴収額の減免

☎高齢者支援課(☎928-1065)

⑥ 国民健康保険について

○国民健康保険税特例軽減、減免(失業・事業の休廃止)

☎保険年金課(☎928-1055)

○国民健康保険税の徴収猶予

☎保険年金課(☎928-1056)

○国民健康保険一部負担金の免除および徴収猶予

☎保険年金課(☎928-1054)

⑦ 後期高齢者医療保険料の減免(失業・事業の休廃止、収入減)、徴収猶予、一部負担金の減免

☎保険年金課(☎928-1411)

⑧ 国民年金保険料免除および納付猶予

☎保険年金課(☎928-1052)、福山年金事務所(☎924-2181)

⑨ 水道料金・下水道使用料の分納など

☎ふくやま上下水道料金センター(☎928-1514)

⑩ 集落排水処理施設使用料の分納など

☎農林整備課(☎928-1035)

⑤ 学用品費などの援助(就学援助費)(小中学生)

経済的に困っている人で、世帯の所得が教育委員会の定める基準以下と認められる人に対し、学用品費や通学用品費、校外活動費、修学旅行費、医療費、学校給食費を支給します。 ☎学事課(☎928-1169)

⑥ 福山市奨学資金(大学生・短大生など)、誠之奨学金(高校生・高等専門学校生など)の貸与

経済的な理由で修学が困難であり、福山市奨学金審議会が認められた人に対し、奨学金の貸与を行います。

☎学事課(☎928-1169)

⑦ 市立福山高等学校授業料の免除・減免

☎福山中・高等学校(☎951-5978)

⑧ 市立大学入学料、授業料の減免または徴収猶予

☎市立大学総務課(☎999-1112)

その他

外国人帰国困難者の在留期限の延長

☎広島出入国在留管理局福山出張所(☎973-8090)

新型コロナウイルス感染症に関する 事業者の皆さまへの支援と相談窓口

事業者の皆さまへの支援策を取りまとめています。基準や要件などが異なります。
詳しくは各担当課へ問い合わせてください。

相談窓口

支援制度全般に関する相談窓口 ☎928-1039 (産業振興課)

広島県・広島商工会議所・広島県商工会連合会の合同相談窓口
☎082-513-3321

※資金繰りや雇用などの相談に対応。土・日曜日・祝日を含む毎日相談可能

中小企業 金融・給付金相談窓口

☎0570-783183

※商工会議所・各商工会など市内の団体・機関の相談窓口と電話番号は市庁舎の【新型コロナウイルス関連】事業者向け支援制度についてに掲載

資金繰り対策

(1) 中小企業・小規模事業者・個人事業主 (フリーランス含む)向け

① 持続化給付金

事業者(中堅・中小法人、個人事業者)に対し、事業全般に広く使える給付金を支給。

給付金中堅・中小法人200万円、個人事業者100万円

☎持続化給付金事業コールセンター(☎0120-115-570)

② 広島県感染症拡大防止協力支援金

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、県の要請や協力依頼に応じて、施設の使用停止に全面的に協力した事業者に対し、県と県内市町が協力し支援金を支給。

支援金1事業者当たり最大50万円

☎広島県商工労働局協力支援金センター(☎082-513-2828)

③ 新型コロナウイルス感染症特別貸付

※利子補給制度あり

感染症の影響で最近1カ月の売上高が前年または前々年比5%以上減少している事業者に対する融資。

利子補給要件個人事業主…無し、その他…売上高減少

☎日本政策金融公庫福山支店(☎922-6550)

④ 国指定新型コロナウイルス感染症対応資金

セーフティネット保証4号・5号、危機関連保証を受けた事業者への融資。

☎広島県商工労働局経営革新課(☎082-513-3321)

⑤ セーフティネット貸付(要件緩和)

売上が減少している事業者、売上減少が見込まれる事業者への融資。

☎日本政策金融公庫福山支店(☎922-6550)

⑥ マル経融資の金利引き下げ (新型コロナウイルス対策マル経)

※利子補給制度あり

小規模事業者経営改善資金融資(通称:マル経)の新型コロナウイルス対策特例措置として融資金利を引き下げる。

商工会議所・商工会などで経営指導を受けた小規模事業者に対し、日本政策金融公庫が無担保・無保証人で融資。

☎日本政策金融公庫福山支店(融資制度関連)(☎922-6550)、産業振興課(利子補給関連)(☎928-1040)

⑦ 小規模事業者経営改善資金利子補給補助 (マル経融資)

商工会議所などの推薦を受け日本政策金融公庫による小規模事業者経営改善資金融資を受けた者に利子補給。

☎産業振興課(利子補給関連)(☎928-1040)

⑧ セーフティネット保証4号・5号、危機関連保証

信用保証協会により一般保証とは別枠で保証枠を設けることで資金繰りを支援。

☎産業振興課(☎928-1040)

(2) 旅館・飲食店・喫茶店向け

① 衛生環境激変対策特別貸付

感染症の影響で最近1カ月の売上高が前年または前々年比10%以上減少している旅館や飲食店、喫茶店に対する融資。

☎日本政策金融公庫福山支店(☎922-6550)

(3) 社会福祉施設など向け

① 社会福祉施設などに対する優遇融資

感染症に伴い機能停止となった社会福祉施設などに対する優遇融資。

☎独立行政法人福祉医療機構相談窓口(☎03-3438-9298)

雇用維持やテレワーク導入などへの支援

① 臨時休業した小学校などに通う子の保護者の 休暇取得支援

労働基準法上の年次有給休暇と別に有給休暇を取得させた企業に助成。

☎学校等休業助成金・支援金等相談コールセンター(☎0120-60-3999)

② 雇用調整助成金(特例措置)

労働者に対して一時的に休業、教育訓練または出向を行い、労働者の雇用維持を図ったことに対して支払った休業手当などの一部または全部を助成。休業等計画届の事後提出を可能とするなどの特別措置があり。

☎ハローワーク福山(☎923-8609)

新型コロナウイルス感染症拡大防止への支援

① 生産性革命推進事業 (ものづくり・商業・サービス補助金)

中小企業の生産性向上を図るため、新製品開発のための製造機械や効率的な最新の加工機などの購入、システム構築費用などを支援。

☎ものづくり補助金事務局(☎050-8880-4053)

② テイクアウト・デリバリー事業支援制度

市内飲食店のテイクアウト・デリバリー事業参入に係る費用を補助。

☎産業振興課(☎928-1038)

③ 採用活動支援事業費補助(Web面接)

Web面接またはWeb説明会を行うときに係る費用を補助。

☎産業振興課(☎928-1040)

④ 生産性革命推進事業(小規模事業者持続化補助金)

小規模事業者が商工会議所の助言などを受けて経営計画を作成し、その計画に沿って地道な販路開拓に取り組む費用を補助。

☎全国商工会連合会(☎03-6670-2540)、日本商工会議所(☎03-6447-2389)

その他

① 新型コロナウイルス感染症対策 宿泊施設利用促進事業

感染症拡大防止のため、テレワークの場として、宿泊施設を利用するときの費用などの一部を補助。

☎経済総務課(☎928-1215)

② 工事に関する措置

A 工事および業務の延期など 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、工事または業務の継続が難しい場合、延期などの措置が可能。

B 公共工事代金の中間前払いをした工事に対し、一定の条件を満たした場合において、特例として、さらに既済部分払いが可能。

☎建設政策課(☎928-1076)、上下水道局管財契約課(☎928-1503)

③ 時間外労働等改善助成金(テレワークコース)

テレワークを新規導入する中小企業・小規模事業者への補助。

☎テレワーク相談センター(☎0120-91-6479)

④ 時間外労働等改善助成金 (職場意識改善特例コース)

特別休暇を就業規則に規定するための取り組みへの助成。

☎広島労働局雇用環境・均等室(☎082-221-9247)

⑤ 生産性革命推進事業(IT導入補助金)

中小企業・小規模事業者が自社のニーズに合ったITツールを導入する経費の一部を補助。

☎中小企業基盤整備機構(☎03-6459-0866)

⑥ 観光地の多角化等のための魅力的な 滞在コンテンツの造成

多角化に向けた戦略策定のための調査の実施や滞在コンテンツの造成などを支援。

☎国土交通省観光庁観光地域振興課(☎03-5253-8327)

⑦ 訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業

観光地における一体的・面的な訪日外国人旅行者の受入環境、整備支援。

☎国土交通省観光庁観光産業課(☎03-5253-8330)

③ 建築基準法に基づく建築工事などや 建築物の検査などに関する対応

A 納期が遅れた建築設備などを未設置の状態ですべて完了検査の申請を行おうとする事業者に対し、個別に対応。

B 建築物の定期調査・検査結果の報告をしようとする事業者に対し、一定期間の期限の延期や猶予などを個別に対応。

☎建築指導課(A☎928-1104、B☎928-1167)

自分自身と大切な人を守るために 一人ひとりができること

問 福祉総務課 ☎928-1216

市民の皆さまへ

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、政府は緊急事態措置の実施期間を5月31日まで延長することとし、広島県においても緊急事態措置を継続しています。

本市では、このたび本市独自の緊急対策を取りまとめ、市民の皆さま・事業者の皆さまへ必要な支援が迅速に行き届くよう取り組みを進めています。

新型コロナウイルス感染症は、誰もが感染するリスク、感染させるリスクがあります。「新しい生活様式」を参考に、感染予防の取り組みを継続して行ってください。また、フレイル予防や筋トレメニューも掲載していますので、参考にしてください。

感染者・医療関係者やそのご家族などを誹謗・中傷・差別することは絶対にやめてください。

本市一丸となってこの難局を乗り越えましょう！

福山市長 極広直幹

感染を防ぐための「新しい生活様式」

政府の新型コロナウイルス感染症対策専門家会議から、感染拡大を防ぎながら日常生活を送る「新しい生活様式」の実践例が次のとおり示されました。

一人ひとりが日常生活の中で心掛け、感染拡大を防ぎましょう。

1 一人ひとりの基本的感染対策

感染防止の3つの基本

- 人との間隔は、できるだけ2m(最低1m)空ける
- 外出時や会話をするときなど、症状がなくてもマスクを着用
- 手洗いは30秒程度かけて水とせっけんで丁寧に洗う



移動に関する感染対策

- 感染が流行している地域からの移動、感染が流行している地域への移動は控える
- 帰省や旅行は控えめに。出張はやむを得ない場合に
- 発症したときのため、誰とどこで会ったかをメモする
- 地域の感染状況に注意する

2 日常生活を営む上での基本的な生活様式

- 小まめに手洗い、手指消毒
- 咳エチケットの徹底
- 小まめに換気
- 身体的距離の確保
- 「3密(密閉・密集・密接)」の回避
- 毎朝、体温測定し、健康チェック

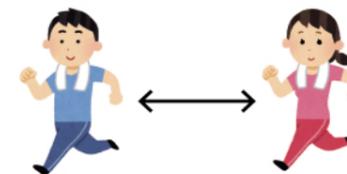
3 日常生活の各場面別の生活様式

買い物



- 通販も利用
- 1人または少人数ですいた時間に利用
- 電子決済の利用
- 計画を立てて素早く済ます
- サンプルなど展示品への接触は控えめに
- レジに並ぶときは、前後にスペースを取る

娯楽・スポーツなど



- 公園はすいた時間・場所を選ぶ
- 筋トレやヨガは自宅で動画を活用
- ジョギングは少人数で
- すれ違うときは距離を取るマナー
- 予約制を利用してゆったりと
- 狭い部屋に長居をしない
- 歌や応援は、十分な距離かオンライン

食事



- 持ち帰りや出前、デリバリーも
- 屋外空間で気持ちよく
- 大皿は避けて、料理は個々に
- 対面ではなく横並びで座ろう
- 料理に集中し、おしゃべりは控えめに
- お酌、グラスやおちょこの回し飲みは避けて

公共交通機関の利用



- 会話は控えめに
- 混んでいる時間帯は避けて
- 徒歩や自転車利用も併用する

冠婚葬祭など



- 多人数での会食は避けて
- 発熱や風邪の症状がある場合は参加しない

4 働き方の新しいスタイル

- テレワークやローテーション勤務
- 時差通勤でゆったりと
- オフィスは広々と
- 会議はオンライン
- 名刺交換はオンライン
- 対面での打ち合わせは換気とマスク



外出自粛によるフレイル*を防ぎましょう

新型コロナウイルス感染症予防のため、家にこもりがちになり動かないでいると体力が低下してしまいます。高齢者の場合、フレイルになってしまう恐れがあります。

体力低下防止のためのフレイル予防と筋トレメニューについて紹介します。

*フレイルとは足腰が弱り食事の量も低下し、次第に体が衰弱して放っておくと寝たきりになってしまう、高齢の人に起きやすい状態のことです

問健康推進課 ☎928-3421

大内尉義福山市政策顧問監修 コロナに打ち勝つフレイル予防6カ条

外出を控える高齢者に向け、フレイル予防のための6カ条を作成しました。

1 とにかく体を動かそう

- 1日20分~30分を目安に、できれば毎日行いましょう。家族も一緒に
- 体操は次の「筋トレメニュー」を参考に



2 好きなもの、何でも取って栄養をつけよう

- 特にお魚やお肉などタンパク質を積極的に取りましょう
- 硬いものも避けないで食べましょう



3 人ごみを避けて適度な散歩と気分転換

- ジョギングもお勧めです（マスクを付けて）。



4 趣味の時間をもち心のゆとりを

- 毎日楽しく過ごすことができる趣味を見つけることもお勧めです



5 一日一回電話で友達とおしゃべりしましょう

- 意識して会話を増やし、人とのつながりを持ちましょう



6 そして快眠、朝すっきり

- 規則正しい生活をし、睡眠時間をきちんと確保しましょう



自宅でできる♪ おすすめ筋トレメニュー

引用:久野譜也「60歳からの筋活」

体力が低下しないよう、適度な運動で健康を維持しましょう。
10回で1セット、目標は週に3回以上行うことです。

スクワット 4秒間かけて股関節に意識をかけて腰を落とし、4秒間かけて元に戻す(目標90度)



※足腰が弱い人はいすを使いましょう



膝伸ばし

背筋を伸ばし、浅く座る。
両手でいすの座面前側を軽く押さえ、両足は肩幅くらいに



足が床と平行になるように力を入れて4秒間かけて上げ、4秒間かけて元に戻す(左右10回)



膝に力を入れて4秒間かけて胸に近づけ、同時に上体をかがめる。4秒間かけて元に戻す(左右10回)



市立学校の対応について

本市では新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえ、全ての市立学校を5月31日(日)まで臨時休業にしています。臨時休業中の学習は、家庭学習を基本とし、児童生徒(保護者)の選択による自由登校で行います。学校では、分散自由登校日や担任からの電話連絡・Eメール・家庭訪問などで学習の進み具合を確認し、必要に応じて指導・支援をしていきます。自分で立てた計画に基づき、主体的に学習が進められるよう、一人ひとりの状況に応じて最大限の配慮を行います。

学習などに活用できる資料は市HPに掲載しているので活用してください。

子どもたちのストレスや不安が大きくなることも予想されます。困ったことや悩んでいることがあれば学校や学びづくり課、教育相談センターに相談してください。



相談窓口 学びづくり課(☎928-1183※夜間・休日は☎921-2130)
教育相談センター(☎924-5556※平日10:00~13:00)

学習などに活用できる資料はこちら→



感染者や医療関係者などへの差別・偏見は絶対にやめてください

新型コロナウイルス感染症の感染者や医療関係者、その家族などへの差別や偏見、嫌がらせが全国的に増えています。その結果、症状があっても受診をためらったり、医療関係者が患者の治療に専念しにくい状況が発生したりするなど、感染拡大を防ぐことへの障害にもなりかねません。私たちが立ち向かうべきはウイルスです。この困難に立ち向かっている全ての人に感謝・応援し、みんなで乗り越えましょう。

マスクの作り方

キッチンペーパーやハンカチを使って簡単にマスクを作ることができます。いろんな模様や色でお気に入りのマスクを作ってみませんか。

※マスクなどの捨て方は市HPを参考にしてください

作り方はこちら→



捨て方はこちら→



消毒液の作り方

アルコール消毒液が入手にくいときは、薄めた家庭用塩素系漂白剤で拭く方法も有効です。薄め方など詳しくは県HPを参考にしてください。

作り方はこちら→



新型コロナウイルス感染症経済対策 福の山おたすけ掲示板

福山商工会議所では深刻な影響を受けている市内の事業者の支援を目的に、デリバリーやテイクアウトを行っている店舗など、さまざまな情報を紹介する掲示板を開設しています。

☎福山商工会議所(☎921-2345)



福の山おたすけ
掲示板

☎相談窓口一覧

症状や受診に関する相談

☎928-1350(24時間)

次のいずれかに該当する場合には、すぐにご相談ください。

- ①息苦しさ(呼吸困難)、強いだるさ(倦怠感)、高熱などの強い症状のいずれかがある場合
- ②次のような重症化しやすい人で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合
 - 高齢者 ●糖尿病、心不全、呼吸器疾患(COPDなど)などの基礎疾患がある人
 - 透析を受けている人 ●免疫抑制剤や抗がん剤などを用いている人 ●妊婦
- ③臭いや味が変わると感じる場合
- ④一度37.5℃以上の発熱があった後、すぐに平熱に下がり、数日後再び発熱する場合
上記以外の人で、発熱や咳など、比較的軽い風邪の症状が続く場合

❗ 感染が疑われる症状がある人は、感染拡大を防ぐために医療機関へ受診する前に、まずは窓口へ相談してください。

市民の皆さんへの支援について

※3・4ページに関連記事掲載

■支援制度全般について

生活支援相談窓口

☎928-1266(平日8:30~17:15)

■特別定額給付金について

※2ページに関連記事掲載

申請手続きについて

(福山市特別定額給付金コールセンター)

☎928-1267(平日8:30~17:00)

給付金の制度について

(総務省コールセンター)

☎0120-260020
(9:00~18:30)

事業者の皆さんへの支援について

※5・6ページに関連記事掲載

■支援制度全般に関する相談窓口

☎928-1039(産業振興課)

■中小企業 金融・給付金相談窓口

☎0570-783183

■広島県・広島商工会議所・広島県商工会連合会の合同相談窓口

(資金繰りや雇用などの相談に対応)

☎082-513-3321

最新情報を
チェック

新型コロナウイルス感染症の最新情報は、市HPや公式SNSで発信しています。

市HP



公式SNS

ライン
LINE
@fukuyamacity



ツイッター
Twitter
@cityfukuyama



フェイス
ブック
Facebook
@fukuyama.city

